

山運輸第534号の2
令和6年3月18日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

東北運輸局山形運輸支局長
(公印省略)

「タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習に係る効果測定及び修了の判断基準について」の一部改正について

標記について、自動車交通部長より別添のとおり通達がありましたので、了知願います。

東自旅二第1653号
令和6年2月29日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長

「タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習に係る効果測定及び修了の判断基準について」の一部改正について

標記について、令和6年2月29日付け国自旅第345号により、本省物流・自動車局旅客課長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに、関係団体あて周知願います。

国自旅第345号
令和6年2月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

「タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習に係る効果測定及び修了の判断基準について」の一部改正について

タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）の改正に伴い、「タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習に係る効果測定及び修了の判断基準について」（平成24年2月16日付け国自旅第154号）の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正したので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習に係る効果測定及び修了の判断基準について（平成24年2月16日付け国自旅第154号自動車局旅客課長通達）

改正（案）	現 行
<p style="text-align: right;">（別紙）</p> <p style="text-align: center;">講習の効果測定の実施方法及び講習修了の判断基準について</p> <p>1. 講習の効果測定の実施方法</p> <p>「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習の認定要領等について」（平成20年6月13日付け国自旅第88号。以下「講習認定要領通達」という。）の第3 1.（7）に規定する「法令」、「安全」、「接遇」及び「地理」の各科目ごとに、次のとおり実施するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>① 効果測定実施中は、講習テキストの閲覧は認めない。</p> <p>② 指定地域（特定指定地域を含む。）における講習にあつては、<u>法令、安全及び接遇</u>の効果測定は行わない。</p> <p>2. 講習修了の判断基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「法令」、「安全」、「接遇」及び「地理」の全科目の講習を受講した者であつて、当該全科目について、科目ごとに次のいずれかに該当するとき。 ただし、指定地域（特定指定地域を含む。）については、<u>法令、安全及び接遇の講習に限り、その</u>受講をもって修了とする。</p> <p>① 効果測定の正答率が70%以上の場合</p> <p>② 効果測定の正答率が60%以上70%未満であつて、補講（講習の内容を補うものとして地方運輸局長が認める補講をいう。以下同じ。）を受講した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「地理」の科目の講習を受講した者であつて、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>① 効果測定の正答率が70%以上の場合</p> <p>② 効果測定の正答率が60%以上70%未満であつて、補講を受講した場合</p> <p>(5) (略)</p>	<p style="text-align: right;">（別紙）</p> <p style="text-align: center;">講習の効果測定の実施方法及び講習修了の判断基準について</p> <p>1. 講習の効果測定の実施方法</p> <p>「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習の認定要領等について」（平成20年6月13日付け国自旅第88号。以下「講習認定要領通達」という。）の第3 1.（7）に規定する「法令」、「安全」、「接遇」及び「地理」の各科目ごとに、次のとおり実施するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>① 効果測定実施中は、講習テキストの閲覧は認めない。</p> <p>② 指定地域（特定指定地域を含む。）における講習にあつては、<u>全科目とも</u>効果測定は行わない。</p> <p>2. 講習修了の判断基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「法令」、「安全」、「接遇」及び「地理」の全科目の講習を受講した者であつて、当該全科目について、科目ごとに次のいずれかに該当するとき。 ただし、指定地域（特定指定地域を含む。）については、<u>全科目の講習の</u>受講をもって修了とする。</p> <p>① 効果測定の正答率が70%以上の場合</p> <p>② 効果測定の正答率が60%以上70%未満であつて、補講（講習の内容を補うものとして地方運輸局長が認める補講をいう。以下同じ。）を受講した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「地理」の科目の講習を受講した者であつて、次のいずれかに該当するとき。 <u>ただし、指定地域（特定指定地域を含む。）においては、当該地理の科目の講習を受講したことをもって修了とする。</u></p> <p>① 効果測定の正答率が70%以上の場合</p> <p>② 効果測定の正答率が60%以上70%未満であつて、補講を受講した場合</p> <p>(5) (略)</p>

【単位地域における科目ごとの講習修了のスキーム図】
(略)

附則（令和6年2月29日 国自旅第345号）
この改正通達は、令和6年2月29日以降に実施する講習について適用する。

【単位地域における科目ごとの講習修了のスキーム図】
(略)

--	--

講習の効果測定の実施方法及び講習修了の判断基準について

1. 講習の効果測定の実施方法

「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習の認定要領等について」(平成20年6月13日付け国自旅第88号。以下「講習認定要領通達」という。)の第3 1.(7)に規定する「法令」、「安全」、「接遇」及び「地理」の各科目ごとに、次のとおり実施するものとする。

(1) 実施時間

「法令」、「安全」、「接遇」及び「地理」の各科目ごとの講習時間のうち、それぞれ15分程度実施する。

ただし、講習認定要領通達の第5 1.(2)①又は第5 2.(2)①により「地理」の科目の講習時間を短縮した場合にあっては、当該科目については10分程度実施する。

(2) 出題数

講習に使用したテキスト(以下「講習テキスト」という。)から回答を得ることができる○×問題を1科目当たり10問以上出題する。

ただし、講習認定要領通達の第5 1.(2)①又は第5 2.(2)①により「地理」の科目の講習時間を短縮した場合にあっては、当該科目については5問以上出題とする。

(3) 実施時期

各科目の講習ごとにその終了前に実施することを基本とするが、全科目の効果測定を最後にまとめて実施することも認める。

(4) その他

- ① 効果測定実施中は、講習テキストの閲覧は認めない。
- ② 指定地域(特定指定地域を含む。)における講習にあっては、法令、安全及び接遇の効果測定は行わない。

2. 講習修了の判断基準

(1) 新規に登録を受けようとする者（次のいずれかに該当する者）に係る講習修了の判断基準は、(2)のとおりとする。

- ① 過去にいずれの単位地域においても登録を受けたことがない者
- ② 過去にいずれかの単位地域において登録を受けた後、タクシー運転者を離職し2年以内に登録の消除（申請に基づくものに限る。）を行い、当該離職後2年以上を経過している者
- ③ 過去にいずれかの単位地域において登録を受けた後、タクシー運転者を離職し、2年を経過したことにより、職権により登録の消除がなされている者
- ④ 登録の取消処分又は再登録禁止期間の決定を受けた後、新たに登録を受けようとする者

(2) 「法令」、「安全」、「接遇」及び「地理」の全科目の講習を受講した者であって、当該全科目について、科目ごとに次のいずれかに該当するとき。

ただし、指定地域（特定指定地域を含む。）については、法令、安全及び接遇の講習に限り、その受講をもって修了とする。

- ① 効果測定の正答率が70%以上の場合
- ② 効果測定の正答率が60%以上70%未満であって、補講（講習の内容を補うものとして地方運輸局長が認める補講をいう。以下同じ。）を受講した場合

(3) 再び別の単位地域で登録を受けようとする者（次に該当する者）に係る講習修了の判断基準は、(4)のとおりとする。

- 過去にいずれかの単位地域において登録を受けた後、タクシー運転者を離職し、当該離職から2年以内に別の単位地域で登録を受けようとする者

(4) 「地理」の科目の講習を受講した者であって、次のいずれかに該当するとき。

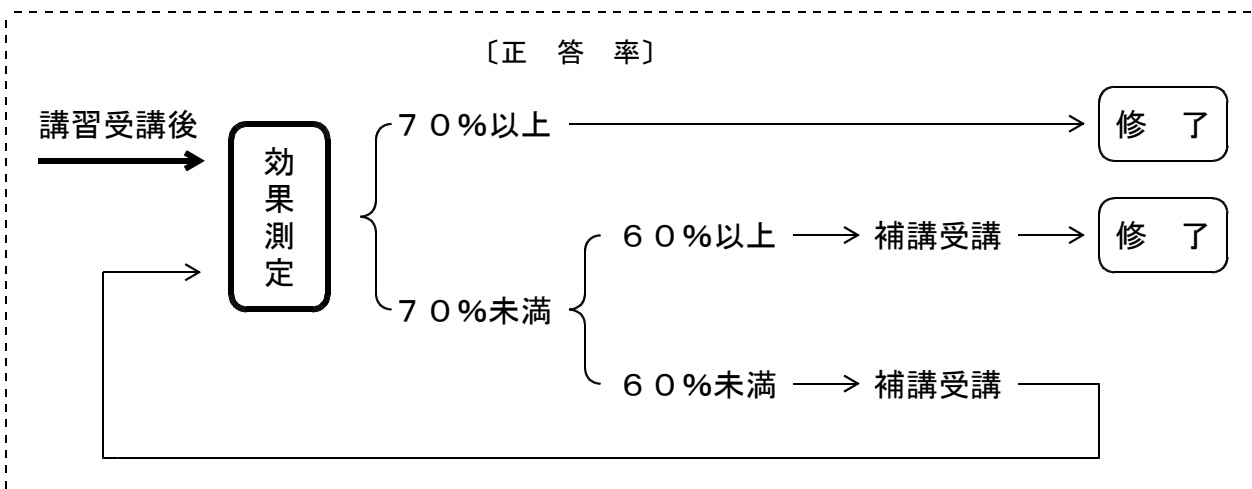
- ① 効果測定の正答率が70%以上の場合
- ② 効果測定の正答率が60%以上70%未満であって、補講を受講した場合

(5) 再び元の単位地域で登録を受けようとする者（次に該当する者）にあつては、講習を修了したものとみなすこととする。

ただし、講習認定要領通達の「第3号様式-2」による地域を限定した地理の科目に関する講習修了証を交付されている者については、元の単位地域のうち、当該講習修了証に記載されている地域以外の地域で登録を受けようとする場合にあつては、地理の科目の修了基準のみ(4)のとおりとする。

- 過去にいずれかの単位地域において登録を受けた後、タクシー運転者を離職し登録の消除を行い、当該離職後2年以内に元の単位地域で登録を受けようとする者

【単位地域における科目ごとの講習修了のスキーム図】



附 則（平成 27 年 7 月 14 日国自旅第 78 号）

1. この改正通達は、平成 27 年 10 月 1 日以降に実施する講習について適用する。
2. 改正通達の適用の際に現に講習を受講中の者については、改正後の講習の効果測定及び修了の判断基準の規定を適用することができる。
3. 改正通達の適用前に指定地域の講習を修了した者については、改正後の当該単位地域における講習を修了したものとみなす。

附 則（令和 6 年 2 月 29 日 国自旅第 345 号）

この改正通達は、令和 6 年 2 月 29 日以降に実施する講習について適用する。

【別添】

国自旅第345号の2
令和6年2月29日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

「タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習
に係る効果測定及び修了の判断基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長
あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。